

# 公益財団法人東京 2025 世界陸上財団 懲罰公表基準

令和 6 年 4 月 1 日  
事務総長決定

## (目的)

第 1 条 本基準は、公益財団法人東京 2025 世界陸上財団役員等懲罰規程（以下「役員等懲罰規程」という。）及び公益財団法人東京 2025 世界陸上財団職員懲罰規程（以下「職員懲罰規程」という。）に基づき懲罰を行った場合における公表の基準を定めることを目的とする。

## (公表対象)

第 2 条 公表対象は、次の各号に定める場合とする。

- 一 役員等懲罰規程第 11 条第 1 項第一号ハ及び第 11 条第 1 項第二号ハの処分決定がなされた場合
- 二 職員懲罰規程第 11 条第 1 項第二号の処分決定のうち社会的影響が大きいと判断される場合

## (公表内容)

第 3 条 公表する内容は、次の各号に定める項目とする。

- 一 役員等懲罰規程第 11 条第 1 項第一号ハ及び第 11 条第 1 項第二号ハの処分決定がなされた場合
  - イ 発生年月日
  - ロ 役職
  - ハ 氏名
  - ニ 年齢及び性別
  - ホ 事件概要
  - ヘ 処分内容
  - ト 処分年月日
- 二 職員懲罰規程第 11 条第 1 項第二号の処分決定のうち社会的影響が大きいと判断される場合、個人が識別されないことを基本として、原則以下のとおりとする。
  - イ 発生年月日
  - ロ 職層
  - ハ 所属室名
  - ニ 年齢及び性別

ホ 事件概要

ヘ 処分内容

ト 処分年月日

ただし、懲戒解雇を行った場合、又は争議行為等、社会に及ぼす影響が著しく大きい事案は、所属・職名及び氏名等の個人情報を公表する場合がある。

(公表の例外)

第4条 被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等においては、公表内容の一部又は全部を公表しないことができる。

(公表時期及び方法)

第5条 公表時期及び方法は次の各号に定めるとおりとする。

- 一 懲罰を行った後に、速やかに公表する。
- 二 公表はホームページへの掲載、資料提供等により行う。

附 則

本基準は、令和5年7月12日から施行する。

附 則

本基準は、令和6年4月1日から施行する。